

# 仙台市地域防災計画の修正について

令和 6 年 4 月  
危機管理局

# ①中小河川における避難情報の発令基準の変更

## 背景

令和3年7月の水防法改正に伴い、宮城県から中小河川の洪水浸水想定図が順次公表されているところだが、市民への避難情報の発令をより適切に行うため、発令基準を一部見直す必要がある。

## 対応

洪水浸水想定区域が示された中小河川への避難情報は以下のとおり発令する。

警戒レベル	避難情報	発令基準	対象地域
5 黒	緊急安全確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>・水位が氾濫開始水位に到達するおそれがある場合（危機管理型水位計が設置されている場合に限る）</li> <li>・異常な浸透、侵食による堤防の変状の進行により、堤防決壊のおそれが高まった場合</li> <li>・その他氾濫の発生が確認された場合</li> </ul>	<p>下流の洪水予報河川・水位周知河川の区間に避難情報が発令される等、当該中小河川の危険度が高まった場合</p> <p>洪水浸水想定区域を基本とする</p>
4 紫	避難指示	<ul style="list-style-type: none"> <li>・<u>洪水キキクル(洪水警報の危険度分布)で「危険」(紫)が出現し、かつ降雨状況等により、氾濫の危険度がさらに高まると見込まれる場合</u></li> <li>・浸透、侵食による堤防の異常な変状が確認された場合</li> </ul>	
3 赤	高齢者等避難	—	

※ 下線部が今回見直しを実施した箇所。

※ 上記の他、降雨や各河川の状況により、この基準によらず発令をする場合がある。

# ②中小河川における避難情報発令時の開設避難所

## 背景

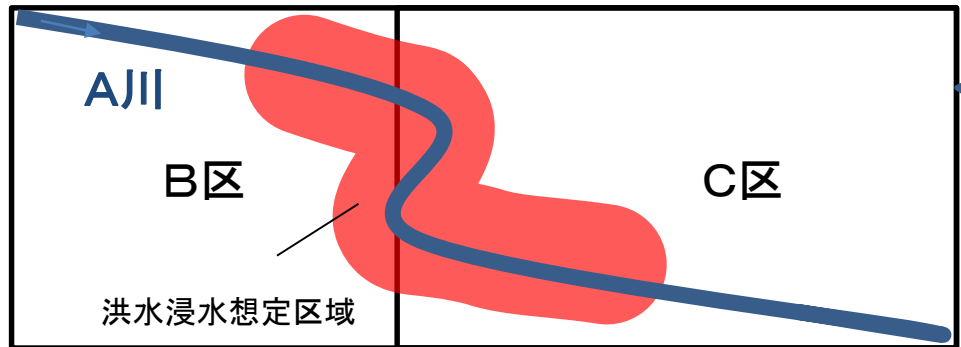
中小河川に避難情報を発令する場合、洪水浸水想定区域**周辺**の指定避難所を開設することを基本としていたが、開設対象の避難所が分かりにくいという課題があるため、避難所開設基準を見直す必要がある。

## 対応

避難情報発令の際の開設避難所は、当該中小河川の洪水浸水想定区域を含む**区内の全ての指定避難所を開設対象(※)**とする。  
(**現行の洪水予報河川及び水位周知河川の取扱いと同様とする。**)

中小河川 (洪水浸水想定区域図 公表済)	開設避難所(※)
策川(上流)、木流堀川、後田川、坪沼川、支倉川	太白区内の指定避難所 (秋保総合支所管内を除く)
藤川	宮城野区内の指定避難所

## 開設避難所イメージ図



**【例】**  
A川の洪水浸水想定区域に避難情報を発令する場合、該当するB区及びC区内の全ての指定避難所を開設対象(※)とする。

※大雨時初動で開設しない指定避難所及び大雨時に開設しない指定避難所を除く。

# ③第五次想定等を踏まえた災害想定の見直し

※第五次想定＝宮城県第五次地震被害想定調査

## 背景

東日本大震災からの復旧・復興の状況や、各種の知見等を反映した地震被害想定が、令和5年度までに国及び宮城県より公表されている。想定された最大クラスの地震・津波に対し、予測される被害及び社会への影響等を最小化するよう、引き続き減災を基本とする災害対策を推進していく必要がある。

- 令和3年12月 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定 公表(内閣府・中央防災会議)
- 令和4年 5月 宮城県津波浸水想定 公表
- 令和5年11月 宮城県第五次地震被害想定調査最終報告書 公表、宮城県地域防災計画 修正

## 対応 地域防災計画への追加

- 地域防災計画共通編の「想定される災害」に、第五次想定等被害想定結果について記載を加え、想定災害に位置づける。
- 第五次想定には、2011年東北地方太平洋沖地震以降、高い頻度で発生している「スラブ内地震(沈み込んだプレート内地震)」の揺れや被害等が新たに検討されたことを踏まえ、「本市において想定される地震」に記載を追加する。

国による日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の被害想定  
A 日本海溝モデル  
B 千島海溝モデル

宮城県第五次地震被害想定調査  
① 東北地方太平洋沖地震  
② 宮城県沖地震(連動型)  
③ スラブ内地震  
④ 長町-利府線断層帯地震